

## 未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属名:此花区役所

## 未収金目標及び具体取組内容調書

所属	此花区役所	担当	窓口サービス課(住民情報)	債権整理番号(3ヶタ)	002	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)	債権名	情報公開請求にかかる手数料
----	-------	----	---------------	-------------	-----	------	---------------	-----	---------------

1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いすれかの記号を入力

(例) 令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
「A」…目標達成、「B1」…取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」…取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点での目標未設定					

… 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数  
※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:円)

過年度分										現年度分										
前年度からの調定額	年度中の調定減少額	調定額	微収額	不納欠損額	整理額	微収率	整理率	未収金残高	調定額	微収額	不納欠損額	整理額	微収率	整理率	未収金残高	微収率	整理率	未収金残高		
ア =前年度ケ"	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	エ'' =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' =ケ+ケ'		
A 令元 実績	112	0	112	0	0	0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	112
B 令2 実績	112	0	112	0	0	0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	112
C 令3 修正目標	112	0	112	0	0	0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	112
D 令3 実績	112	0	112	0	0	0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	112
E 令4 当初目標	112	0	112	0	0	0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	112
F 令4 修正目標	112	0	112	0	112	112	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	100.0%	0
G 令5 当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-	0

3. 令和3年度法算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:円)

回収債権										整理債権						合計		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
満納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けた差押手続中のもので、財産調査中のもの又は行方不明等で所交付要求中のものなど調査中のもの又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】各種差押え後、換価手続中【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手續中又は行方不明等で所交付要求中のもの	換価猶予又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中である、現在の分割納付額で、10年内の完納見込があるもの	換価猶予又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中で、納付を猶予(期限延長)しているもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又はお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理から債務整理の受付通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの【非・私】法に基づく微収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないものの	消滅時効期間が経過しているもの				残高の合計 = 上記2のD (余3実績) のケ及びケ'
過年度	未収債権の件数								0				1			1	1	
	未収金残高								0			112			112	112		
現年度	未収債権の件数								0			0			0	0		
	未収金残高								0			0			0	0		

「未回債権の件数及び債務者数並びに分類の者と主」

- 不収債権の件数及び債務者数並びに「方眼の見え方」  
 ①未収債権の件数は、原則、定期計画で数える。調査をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
 ②1人の債務者に、連帯債務者や連帯債務人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数1件(債務者数)と1人と考え、1件の未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 ③債務者が死亡した場合で、相続人は複数いる場合、相続割合に従い、債務者が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件(債務者数)は1人と考える。  
 それまでの相続人まで、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同様の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 未回収債権の推進状況: ...: ① → ② → ③ → 同様の場合は、(④ → ⑤)または、⑥ → ⑦ → ⑧ → ⑨ → ⑩ → ⑪ → ⑫ → ⑬ → ⑭

※未收債権の回収状況……①→②→③→回収債権：(④→⑤)又は(⑥)又は(⑦)又は(⑧)又は(⑨)/整理債権：(⑩)又は(⑪)又は(⑫→⑬)→⑭又は(⑮→⑯)

本取扱いの選択状況 ① → 取扱い状況：(① → ②) 又は ③ 又は ④ 又は ⑤ 又は ⑥ / 並行販路：(⑦ → ⑧ 又は ⑨ 又は ⑩ → ⑪) 又は ⑫

令和3年度  
決算見込に  
おける  
債務者数

令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	
令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) =上記2のD(令2実績)のケ"	112

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	納付の見込みがなく、債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるため、地方自治法施行令第171条の5に基づき、徴収停止をおこなう。	—
取組実績	令和2年1月9日所属として徴収停止の判断済。	—
課題	徴収停止済のため特になし。	—
改善策	徴収停止済のため特になし。	—

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	令和5年3月に時効が完成するため、不納欠損処理を行う予定。	—